

戦艦及一等巡洋艦砲火指揮通信装置制式案

一、一般範 則

- 第一 砲火指揮通信装置ハ射撃系統ニ屬スル各部ノ連繫ヲ確實ニシ所要ノ通信ヲ確實迅速ナラシムルヲ目的トス
- 第二 砲火指揮通信装置ハ制式上本戰通信装置及水雷防禦戰通信装置ノ二種ニ分ツ
- 第三 二種以上ノ砲煩ヲ有スル軍艦ニアリテハ通信装置ノ設備ハ射撃指揮上分擔指揮ヲ利トスルカ又ハ合同指揮ヲ利トスルカニ依リ決スヘキモノトス通常左ノ砲種群ハ各合同指揮ヲナシ其他ノ場合ニハ分擔指揮ヲナシ得ル如ク通信装置ヲ設備ス
 - 一、十二吋砲及十吋砲
 - 二、六吋砲以下ノ中小口徑砲
 但シ分火ノ場合ニ應スル爲以上ノ規定ニ依ラス合同指揮ヲナシ得ル如ク特別ノ設備ヲナスヲ要ス
- 第四 砲火指揮通信装置ニ依テハ一般ニ電氣的通信器ヲ主用トシ傳聲管ヲ副用トス但シ近距離ニアリテハ特ニ傳聲管ヲ主用ス
- 第五 砲火指揮通信装置用線路ハ其性能ト防禦トニ顧慮シ左ノ要領ニ依リ敷設スルモノトス
 - 一、電氣的通信器用電路ハ防禦區隔内ヲ通過セシメ且ツ主砲用ト副砲用トハ經路ヲ異ニシテ導クヲ要ス
 - 二、傳聲管ハ傳聲ノ確實ヲ旨トシ可成屈曲ヲ避ケ直路ヲ經テ導クヲ要ス
 - 三、電路ト傳聲管トヲ問ハス又一箇所ニ通スルモノト數箇所ニ通スルモノトニ論ナク凡テ重要ナル場所及破損ノ虞アル場所ニハ經路ヲ異ニシテ導クヲ要ス
- 第六 射撃指揮所ハ可成高所ニシテ煤煙砲煙ノ妨害ヲ避ケ視界廣濶ニシテ且ツ震動少キ位置ニ撰定スルヲ要ス射撃指揮所ハ其所在又ハ目的ニ應シ左ノ如ク冠稱ヲ附ス

前橋樓(後橋樓)射擊指揮所

前部司令塔(後部司令塔)射擊指揮所

主 砲(副 砲)指揮所

水雷防禦 射擊指揮所

第七

下部發令所ハ前橋直下ノ防禦區隔内ニシテ前橋内筒又ハ前部司令塔交通筒ト直接交通シ得ル位置ニ選定スルヲ要ス

下部發令所ニハ特ニ防熱換氣防音裝置ヲ設ケ又其ノ燈火ハ二重ニ設備シ一方ノ故障ニ際シ直チニ他ヲ使用シ得ル如ク
スルヲ要ス

第八

下部發令所ハ更ニ主砲發令所副砲發令所分火發令所及高聲電話交換室ノ四區隔ニ區分シ所要ニ應シ互ニ交通シ得ル如ク
クス

分火發令所ハ主砲副砲ヲ別々ニ又ハ同時ニ指揮シ得ル如ク設備ス

二、通信器ノ種類及其性能

第九

砲火指揮通信裝置ニ使用スル通信器ノ種類左ノ如シ

(一) 距離通報器

(二) 苗頭通報器

(三) 號令通報器

(四) 距離修正通報器

(五) 變距通報器

(六) 發射通報器

(七) 電話器

(八) 傳聲管

各種通報器ハ更ニ發信ト受信トニ依リ區別シ距離發信器、距離受信器、號令發信器、號令受信器等ト呼稱ス

通 報 器

第十 前條(一ヨリ五)ニ至ル各種通報器ハ電氣的裝置ニ依リ各必要ナル記號若クハ數字ヲ明確迅速ニ現示スヘキモノナルヲ要ス

第十一 距離、苗頭、距離修正及變距通報器ハ各左ノ數位及數字ノ編合ヨリ成ル各種ノ排列ヲ現示スルモノトス

距離通報器

距離發信器		距離受信器	
(距離(千位))	(距離(百位))	(距離(千位))	(距離(百位))
0	0	0	0
1	1	1	2
2	2	2	5
3	3	3	7
4	4	4	5
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9

(聯 動)

苗頭通報器

苗頭發信器		苗頭受信器	
(苗頭(百位))	(苗頭(十位))	(苗頭(百位))	(苗頭(十位))
0	0	0	0
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
		6	6
		7	7
		8	8
		9	9

距離修正通報器

距離修正發信器		距離修正受信器	
(距離(千位))	(距離(百位))	(距離(千位))	(距離(百位))
高	0	0	0
メ	1	2	5
下	2	5	0
ケ	3	7	5
	4
	5
	6
	7
	8
	9

(聯 動)

變距通報器

器(二位)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
信										
發受(十位)	0	1	2	3	4	5				
變距(百位)	遠(黑)						近(赤)			

第十二 號令通報器ハ十種若クハ十六種ノ緊急射擊號令詞ヲ現示スルモノトス號令詞ノ種類概テ左ノ如シ

右戦闘側、左戦闘側、艦ノ方、正横、艫ノ方、

指令打方、一齊打方、獨立打方、

打方始メ、打方扣ヘ、打方待テ、打方止メ

目標ヲ右ニ換ヘ、目標ヲ左ニ換ヘ、敵ノ驅逐艦(水雷艇)

右ノ號令詞ハ砲種砲裝等ニ應シ各艦適宜之ヲ選擇スヘキモノトス

第十三 各通報器ノ受信器ニハ凡テ電鐘ヲ附ス電鐘ハ發射受信器ニアリテハ特ニ著シキ音響ヲ發シ其他ノ受信器ニアリテハ微

音ヲ發スルカ又ハ單鳴鐘ナルヲ要ス

第十四 各受信器ハ之ヲ装着スヘキ場所ノ狀況ニ應シ得ル如ク上面開孔及側面開孔ノ二種ニ分チ製造スルヲ要ス

電話器

第十五 電話器ハ音聲ノ通達明瞭ニシテ電力ノ小變化ニ依リ其ノ効力ニ影響ヲ被ルコト小ク且ツ一ノ發信器(發信口)ヨリ各種

砲全部ニ全時ニ通話スルヲ得尙ホ開口ノ儘數時間効力ヲ持續スヘキモノナルヲ要ス

第十六 電話器ハ電話交換室ヲ經テ任意ノ箇所ト通話シ得ル如ク設備スルヲ例トシ主要ナル箇所ニハ二箇以上ヲ備フルモノト

ス但シ特ニ重要ニシテ且ツ迅速ナル通信ヲ要スル箇所間ニハ交換室ヲ經由スルコトナク隨時直接ニ通話シ得ル電話器

若干ヲ備フルヲ要ス

第十七 電話器用電流ハ二次電池電流ヲ主用トシ變壓機電流ヲ副用トスルモノトス

傳 聲 管

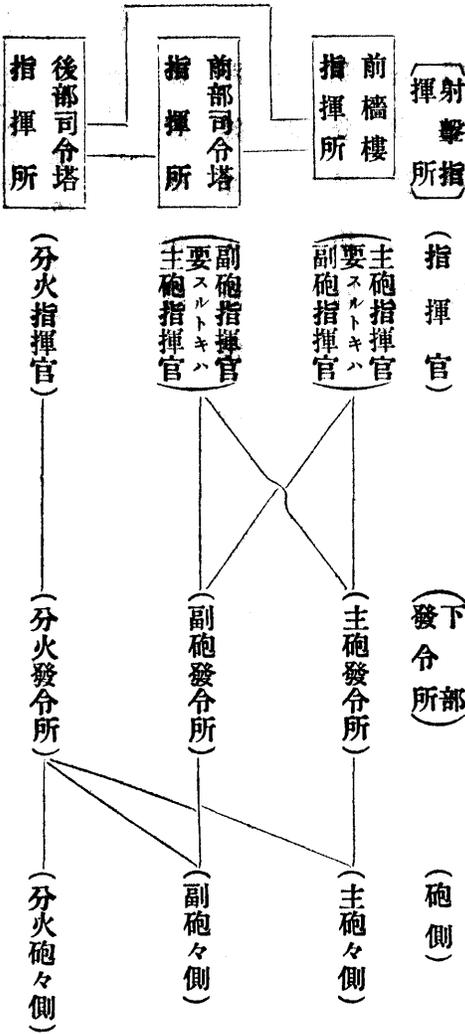
第十八 傳聲管ハ主トシテ短距離間ノ通信及重要場所間ニ於ケル電話器ノ副裝置トシテ用ユ

第十九 傳聲管ハ其内徑二吋、三吋及特別大徑ノ三種トス

二吋、三吋ノ孰レヲ用フヘキカハ重要ノ程度距離ノ長短屈曲ノ多少ニ應シ定ムヘキモノトス特別大徑ヲ用フルハ通信頻繁ニシテ傳聲確實ヲ要スル長距離間及短距離間ナルモ屈曲特ニ多キ場合ニ限ル

三、本戰通信裝置ノ設備

第二十 本戰通信裝置ハ分擔指揮及分火指揮ノ各場合ニ應シ且ツ事故ニ際シ互ニ豫備タル爲左ノ系統圖ニ準シ編成スルモノトス



第二十一 本戰通信裝置ハ一舷分火及兩舷戰闘ノ場合ニ應スル爲一艦ノ全砲火ヲ前後若クハ左右ニ二分シ同時ニ指揮シ得ル如ク設備ス

第二十二 本戰通信裝置ハ設備上幹部通信裝置及砲側通信裝置ノ二種ニ分ツ

幹部通信トハ各射擊指揮所、測距所及下部發令所間ニ於ケル通信ヲ云ヒ砲側通信トハ下部發令所及砲臺指揮塔ヨリ各砲側ニ至ル通信ヲ云フ

幹部通信裝置

第二十三 幹部通信ニハ左ノ通信器ヲ使用ス

- 距離通報器
- 距離修正通報器
- 苗頭通報器
- 號令通報器
- 變距通報器
- 傳聲管
- 電話器

第二十四 前條ノ通信器ハ左ノ如ク設備ス

(イ) 電氣的通信器

(第

圖參照)

- 一、前橋樓指揮所及前部司令塔指揮所ヨリ同一電路ニテ主砲發令所ニ至ル
- 二、前部司令塔指揮所ヨリ副砲發令所ニ至ル
- 三、後部司令塔指揮所ヨリ分火發令所ニ至ル

大口徑砲用 一組

中小口徑砲用 一組

各種砲兼用 一組

距離修正通報器	一
苗頭通報器	一
號令通報器	一
變距通報器	二
右	全
右	全
右	全

四、前部測距所ヨリ前部各指揮所及下部
發令所ニ至ル 距離通報器 一組

五、後部測距所ヨリ後部司令塔指揮所及
下部發令所ニ至ル 距離通報器 一組

(註)河内型前部司令塔指揮所ノ如ク兩舷ニ區隔サルルモノニ在テハ各舷ニ一組宛ヲ設備スルモノトス

(ロ) 傳聲管 (第 圖參照)

一、前橋樓指揮所ヨリ下部發令所ニ至ル 三吋 三條

二、前橋樓指揮所ヨリ前部司令塔指揮所ニ至ル 三吋 二條

三、前部司令塔指揮所ヨリ下部發令所ニ至ル 三吋 二條

四、前部測距所ヨリ前部各指揮所ニ至ル 三吋 各一條

五、前部測距所ヨリ下部發令所ニ至ル 三吋 二條

六、前部最上艦橋(羅鍼艦橋)ヨリ前部司令塔指揮所ニ至ル 三吋 二條

七、前部艦橋ヨリ後部艦橋ニ至ル 三吋 一條

八、後橋樓ヨリ後部司令塔指揮所ニ至ル 三吋 一條

九、後部測距所ヨリ後部司令塔指揮所ニ至ル 三吋 一條

十、後部司令塔指揮所ヨリ下部發令所ニ至ル 三吋 一條

十一、前橋樓指揮所ヨリ上橋見張所ニ至ル 二吋 一條

十二、以上ノ外各指揮所内下部發令所内等ニ於ケル局所間

(ハ) 電話器 (第 圖參照)

電話器ハ各所ニ二個又ハ二個以上ヲ備ヘ其ノ一部ハ交換室ヲ經テ任意ノ箇所ト通話シ他ノ一部ハ交換室ヲ經ルコトナク隨時直接ニ所要ノ箇所ト通話シ得ル如クス

直接通話ヲ爲シ得ル電話器ヲ設備スヘキ箇所左ノ如シ

各射撃指揮所間、各射撃指揮所ト下部發令所間

砲側通信裝置

第二十五 砲側通信ニハ左ノ通信器ヲ使用ス

- 距離通報器
- 苗頭通報器
- 號令通報器
- 發射通報器
- 傳聲管
- 電話器

第二十六 前條ノ通信器ハ左ノ如ク設備ス (第 圖參照)

(1) 電氣的通信器

- 一、主砲發令所ヨリ各主砲々側ニ至ル 大口徑砲用 一組

距離	通報器
苗頭	通報器
號令	通報器
發射	通報器
 - 二、副砲發令所ヨリ各中小口徑砲々側ニ至ル 中小口徑砲用 一組

全	右
距離	發信器
苗頭	發信器
號令	發信器
發射	發信器
 - 三、分火發令所ヨリ主副發令所ヨリ至ルモ ノト同一ノ電路ヲ經テ各種砲側ニ至ル 發信器 二組

發射	發信器
號令	發信器
苗頭	發信器
距離	發信器
- 前諸項ノ内距離ハ砲側ニ通スルト全時ニ左ノ箇所ニ通スルヲ要ス

大口徑砲用 前橋樓、前部司令塔、後橋樓及後部司令塔ノ各指揮所

中小口徑砲用 前部司令塔及後部司令塔ノ各指揮所

(ロ) 傳 聲 管

一、主砲發令所ヨリ各主砲々側ニ至ル 三 吋 各一條

二、副砲發令所ヨリ各砲臺指揮所ニ至ル 三 吋 各一條

三、各砲臺指揮所ヨリ指揮下各副砲々側ニ至ル 三 吋 各一條

(ハ) 電 話 器

各砲側ニ二個ヲ備ヘ其ノ一ハ交換室ヲ經テ任意ノ箇所ト通話シ他ノ一ハ交換室ヲ經ルコトナク隨時直接ニ所屬ノ發令所ヨリ命令號令ヲ受クル如クス

第二十七 前條ノ電氣的通信器ハ大口徑砲ニアリテハ其ノ排列ニ應シ戰鬥間實際起リ得ヘキ諸種ノ分火法ニ適應セシムル爲自

在ニ離合シ得ル如ク設備シ中小口徑砲ニアリテハ全砲ヲ前後左右ノ四群ニ區分シ得ル如ク設備ス

第二十八 補助砲ニアリテハ距離受信器ハ各砲一個ヲ裝備シ號令及苗頭受信器ハ特ニ隔離スルモノ、外一門毎ニ裝備スルコトナク附近ノ二門又ハ三門ニ共通ノ一受信器ヲ裝備スルヲ例トス

四、水雷防禦戰通信裝置ノ設備

第二十九 水雷防禦戰通信裝置ハ副砲以下ヲ前後左右ノ四群ニ區分シ同時ニ各砲群ヲ指揮シ得ル如ク設備ス

砲群ノ指揮所ハ艦ノ四隅ニシテ展望自在ニ且ツ探照燈光線ノ妨害ヲ受ケサル位置ニ設ク之ヲ水雷防禦指揮所ト云フ

第三十 水雷防禦戰通信裝置ハ左ノ系統圖ニ準シ編成スルモノトス



第三十一 水雷防禦通信裝置ニハ傳聲管及電話器ヲ用ヒ左ノ如ク設備ス

(イ) 傳 聲 管

- | | | |
|-------------------------|-----|-------|
| 一、前艦橋ヨリ後艦橋ニ至ル | 三 吋 | 一 條 |
| 二、前艦橋ヨリ第一水雷防禦指揮所ニ至ル | 三 吋 | 各 一 條 |
| 三、後艦橋ヨリ第二水雷防禦指揮所ニ至ル | 三 吋 | 各 一 條 |
| 四、水雷防禦指揮所ヨリ所屬砲群砲臺指揮塔ニ至ル | 三 吋 | 各 一 條 |
| 五、水雷防禦指揮所ヨリ所屬砲群小口徑砲ニ至ル | 三 吋 | 各 一 條 |

(ロ) 電 話 器

各水雷防禦指揮所ニ二個ヲ備ヘ其ノ一ハ交換室ヲ經テ任意ノ箇所ト通話シ他ノ一ハ交換室ヲ經ルコトナク隨時直
接ニ且ツ全時ニ所屬ノ各砲ニ所要ノ命令號令ヲ傳ヘ得ル如クス

五、通信裝置局部ノ設備

第三十二 距離苗頭及號令發信器ノ側ニハ「レプライ」用トシテ各其ノ受信器一個ヲ備フ

第三十三 砲側ノ受信器ハ左ノ如ク裝備ス

(イ) 砲塔砲ニアリテハ距離及苗頭受信器ハ各照準臺毎ニ各一個ヲ掌尺手ノ視易キ位置ニ裝備シ號令受信器ハ將校塔側
ニ一個ヲ裝備ス

十二吋砲以上ノ聯裝砲塔砲ニアリテハ將校塔ニ尙ホ一個ノ距離受信器ヲ備フ

砲塔砲以外ノ砲ニアリテハ距離及苗頭受信器ハ旋回位置ノ奈何ニ拘ハラヌ掌尺手ノ視易キ位置ニ裝備ス

號令受信器ハ砲臺附及傳令ヨリ視易キ位置ニシテ電話及傳聲管受話口ノ附近ニ裝備ス

砲塔砲以外ノ砲ニアリテハ距離苗頭及號令受信器ニ特ニ點燈裝置ヲ設ク

(ニ)(ハ)(ロ)

第三十四 傳聲管ノ端末ニハ其ノ所在ニ應シ左ノ特別裝置ヲ設ク

(イ) 射撃指揮所下部發令所測距所砲側等ニ通スル傳聲管ノ端末ニハ所要ノ長サヲ有シ内面平滑ナル屈曲自在管ヲ装着シ

發令受令者ノ移動又ハ砲ノ旋回等ニ追隨セシムルコト

(ロ) 司令塔指揮所砲臺指揮塔ノ如キ場所ニハ所要ニ應シ一ノ管端ト他ノ管端又ハ一ノ管端ト他ノ數管端トヲ連接シテ直通セシメ得ル如キ屈曲自在ナル連接管ヲ備フルコト

(ハ) 下部發令所、砲臺指揮所、水雷防禦指揮所ノ如キ場所ニハ全時ニ數管ヘ發話シ得ル如キ聯合挿入管ヲ備フルコト

(ニ) 射撃指揮官ト射撃號令官トヲ連絡スル傳聲管ノ發令所端ハ距離時計ノ直上ニ開口シ且ツ號令官以下時計ヲ管掌スル全員ヲシテ同時明瞭ニ號令ヲ聽取セシムル如ク管端ヲ徑一尺以上ノ喇叭狀トナスコト

第三十五 傳聲管損傷ノ場合ニ應スル爲前檣樓指揮所ト下部發令所間ニ一條其ノ他ニ數條ノ屈曲自在ナル傳聲管ヲ準備シ應急管トシテ適當ノ場所ニ備フルヲ要ス